

# リフィル処方箋について

～保険薬局の方へ～

## 令和 6 年 6 月より開始します

令和 4 年度診療報酬改定で「リフィル処方箋」が導入されました。

当院におきましても、「リフィル処方箋」の発行を開始いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### リフィル処方箋とは

症状が安定している患者について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方せんを反復利用することができる仕組みです。患者にとっては、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院負担を軽減できるメリットがあります。結果として、医療の効率化も期待されています。

### リフィル処方箋の仕組み

病状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象です。

医療機関で処方せんを毎回もらわず、同じ処方せんを薬局で最大 3 回まで繰り返し使用できます。

当院の、リフィル処方せんの使用 1 回当たりの投薬期間は、最大 90 日です。

### リフィル処方箋の注意

#### ・リフィル対象外医薬品

投薬量に制限のある医薬品(麻薬・向精神薬・覚醒剤原料・薬価基準収載 1 年以内の新薬)や湿布薬は対象外です(可・不可については、院内の医薬品マスタで管理しています)。

・リフィル処方箋を発行する際、リフィル不可薬剤は、別処方とする必要があります。

・頓用・外用はコメントで「〇日分」と明記する必要があります。

・日数が異なる場合は、別処方とする必要があります。

・リフィル期間(繰り返し使用 2.3 回目)は、電子カルテのアレルギーや重複などのチェック機能が無効となります。

### 当院のリフィル処方箋に関するご案内

・患者さんへの案内を当院ホームページに掲載しております。

・処方箋の不備等に関する問い合わせは、各科外来受付へご連絡ください。

・リフィル処方せんによる調剤が不適切な場合、調剤を行わずに受診勧奨をお願いいたします。

また、受診勧奨される際は、患者さん本人(またはご家族)より、当院へ連絡いただくようお願いいたします。

・患者情報提供については、当院ホームページに掲載している患者情報提供書(一般用)を利用し FAX を送信してください。

